

# サムハラ信仰についての研究

怪我除けから弾丸除けへの変容

渡邊一弘

Study of Samuhara Belief : Transformation from Protection against Injuries to Protection against Bullets

WATANABE Kazuhiro

はじめに

- ① 研究史
  - ② 江戸時代のサムハラ
  - ③ 明治期のサムハラ
  - ④ 田中富三郎の活動
  - ⑤ 日中戦争期のサムハラ
  - ⑥ 戦後のサムハラ信仰
  - ⑦ サムハラの子義
- 最後に

## 【論文要旨】

日中戦争中の弾丸除けの御守である千人針や日の丸の寄書きを見てみると、かなり頻繁に出てくる見慣れない漢字のような文字「擗擗擗擗（サムハラ）」。その文字は千人針のみならず衣服に書き込まれたり、お守りとして携帯された紙片に書かれたり、戦時中の資料に様々な形で見られサムハラ信仰とも言うべき習俗であることが分かる。

戦時中のサムハラ信仰は、弾丸除け信仰の一つに集約されていたと考えられるが、その始まりは少なくとも江戸時代に遡り、その内容は、怪我除け、虫除け、地震除けなど多岐にわたっていた。「耳囊」をはじめとした江戸期の随筆にこの奇妙なる文字、あるいは符号とも呼ばれる特殊な漢字が度々紹介されている。

その後、明治時代になり、日清・日露戦争といった他国との戦争に際して、弾丸除けのまじないとして、活躍することとなる。出征する兵士に持たせるお守りとして大量に配られ、その奇妙なる文字は兵士たちの間で弾丸除けの俗信として広がっていった。なかでも田中富三郎という人物の活動がサムハラ信仰を全国的に知らしめるきっかけとなり、戦時中のサムハラ信仰を全国的に普及させ、現在のサムハラ神社に引き継がれている。

俗信の研究の重要性は、宗教などに権威化されたお札などと違って、民間信仰のなかから生まれ、少しずつ様々な意味づけがなされ、いつの間にか人々がその奇跡を信じ、成立するものである。戦時中の人々は、弾丸除けの俗信を信じることで、その現実を乗り越えようとした。

こうした俗信の由来は、その時代時代に信じやすいように様々な逸話が加えられ、加工されていく。その時代のなかで解釈することと、その俗信の変化を通史的に整理することと、その両面が研究として必要となる。

サムハラ信仰の研究は少なからずあるが、断片的であり、通史的に現代までを俯瞰する研究はない。本稿では、江戸期に始まるサムハラ信仰を現代まで俯瞰することを目的とする。

【キーワード】俗信、信仰、戦争、符号、弾丸除け、怪我除け

## はじめに

日中戦争中の弾丸除けのお守りである千人針の実物を見ていると、かなり頻繁に出てくる見慣れない漢字のような不思議な文字「掙拵<sup>サマハラ</sup>」<sup>(1)</sup>。その四文字は、千人針のみならず、衣服に書き込まれたり、お守りとして文字の書かれた紙片を携帯したりするなど、戦時中の資料に様々な形で見られ、サムハラ信仰とも言うべき習俗であることが分かる。

戦時中のサムハラ信仰は、戦地での弾丸除け信仰の一つに集約されていたと考えられるが、その始まりは少なくとも江戸時代に遡り、その内容は、怪我除け、虫除け、地震除けなど多岐にわたっていた。『耳囊』をはじめとした江戸期の随筆にこの奇妙なる文字、あるいは符字とも呼ばれる特殊な漢字が度々紹介されている。

その後、明治時代になり、日清・日露戦争といった他国との戦争に際して、弾丸除けのまじないとして、活躍することとなる。出征する兵士に持たせるお守りとして大量に配られ、その奇妙なる文字は兵士たちの間で弾丸除けの俗信として広がっていった。

なかでも田中富三郎という人物の活動がサムハラ信仰を全国的に知らしめるきっかけとなり、戦時中のサムハラ信仰を全国的に普及させ、現在のサムハラ神社に引き継がれている。

俗信の研究の重要性は、宗教などに権威化されたお札などと違って、民間信仰のなかから生まれ、少しずつ様々な意味づけがなされ、いつの間にか人々はその奇跡を信じ、成立するものである。

戦時中の人々は、こうした俗信を信じることで、その現実を乗り越えようとした。山上忠次は、昭和十二年にこれらのお守りや千人針について記している。<sup>(1)</sup>（旧漢字は新漢字に筆者が変更した。）

皇軍にとつて戦争と勝利とは常に同義語であり、戦ふことは勝つ

ことである。少なくとも皇軍に関する限り敗戦さといふものは考へられない。さればこそ、皇軍の向ふところはたゞ勝利であり武運長久である。皇軍の武勇長久は即ち勇士の武運長久でなければならぬ。それ故、勇士の身につけた守符<sup>おまもり</sup>や千人針は単なる個人の気安めのための厄除け、呪<sup>まじな</sup>ひ、縁起担<sup>おまもり</sup>ぎからといふよりも、それが勇士、ひいては皇軍全体の武運長久を祈る国民的熱誠の象徴として見られる時、その意義は極めて大きいといはなければならない。

こゝにこそ、千人針や守符が迷信として一概に片づけられない、科学も超越した寧ろ微笑ましい精神上の意義を認められるのであるが、守符にしる、千人針にしる、よくその由来するところを究めるとき、涙ぐましい真摯さが籠もっている。

こうした俗信の由来は、その時代時代に信じやすいように様々な逸話が加えられ、加工されていく。その時代のなかで解釈すること、その俗信の変化を通史的に整理すること、その両面が研究として必要となる。

サムハラ信仰の研究は少なからずあるが、断片的であり、通史的に現代まで俯瞰する研究はない。本稿では、江戸期に始まるサムハラ信仰を現代まで俯瞰することを目的とする。ちなみにサムハラの文字は、時代や地域によって記される文字や読みが異なるため、便宜上、本稿では、日中戦争以降定着したサムハラの表記、読みで紹介する。

## ① 研究史

サムハラ信仰については、多くの研究者が取り上げているが、その研究者により取り上げる資料や分析する視点は様々である。主な文献を下記に挙げ、その要点を整理しておく。

○村松裕一「符字「サムハラ」考証」<sup>(2)</sup>

『仙境異聞』『耳囊』『難波江』などの文献を当たり、『大言海』をもとに中国から来た言葉ではないかと推測。道教由来の言葉と推測している。

○大嶋一人「徴兵よけと弾丸よけの祈願」<sup>(3)</sup>

「太平洋戦争時の弾丸よけ」として、戦時下の弾丸除けの御符として配られた「サムハラ」について聞き取りを交えて考察している。また、戦時中の朝日新聞の仁丹の広告を手がかりに弾丸除け信仰としてのサムハラについて言及している。

○加藤良治「弾よけ護符〈さむはら〉雑考」<sup>(4)</sup>

『耳囊』『宝曆現来集』『提醒紀談』『山島民譚集』『異聞雑稿』『難波江』『秉穂録』などの文献をあたり、符字「サムハラ」を整理する。さらに戦時下の兵士の御守りとしてのサムハラについて考察を加えている。

○岩田重則「弾丸除け祈願としての『擗拵擗拵』」<sup>(5)</sup>

静岡県竜爪神社の文書に出てくる「サムハラ」を手がかりに戦時中のサムハラから遡り、近世期のサムハラについて検討を加えている。サムハラを三跋羅<sup>さんぱら</sup>とし、現在のサムハラ神社について言及。さらに近世期の事例として『耳囊』『提醒紀談』『秉穂録』『淡路国風俗問状答』などについて触れ、「近世の段階では、雉の弾丸除け↓怪我除けという奇談をベースとして、長命祈願や虫除けなど、多様な厄除け祈願に信仰内容が拡大していくものであったのであろう。こうした信仰内容が、戦時下において、『擗拵擗拵』が出征兵士の弾丸除け祈願として展開を見せる基盤にあったのである。」と考察している。

○佐藤幸彦「さむはら紀行」<sup>(6)</sup>

『耳囊』の記事が「寛政重修諸家譜」と照らし合わせると新見正登の逸話であることを確認している。その他『異聞雑稿』『秉穂録』などの文献に触れている。また、田中富三郎について追跡調査を行っている。さらに日本刀研究家の著者が明治期の日本刀に刻まれる「サムハラ」の

文字の由来をたどっている。

## ② 江戸時代のサムハラ

研究史でも紹介したように、これまでの研究者が取り上げる江戸期の文献は系統立てて紹介されていないため、時系列にサムハラ信仰の変遷とバリエーションをとらえることができていない。そこでここで江戸期の随筆を中心にした史料を整理しておく。

【文献①】天明二年（一七八二）～文化十一年（一八一四）、根岸鎮衛<sup>やすもり</sup>『耳囊』巻之二<sup>(7)</sup>

【文献②】寛政十一年（二七九九）、岡田挺之『秉穂録』<sup>(8)</sup>

【文献③】文化一四年（一八一七）、屋代弘賢『淡路国風俗問状答』<sup>(9)</sup>

【文献④】成立年未詳、岡本保孝『難波江』<sup>(10)</sup>

【文献⑤】文政五年（一八二二）、平田篤胤『仙境異聞』（上）三之巻<sup>(11)</sup>

【文献⑥】天保二年（一八三一）、山田桂翁『宝曆現来集』<sup>(12)</sup>

【文献⑦】天保四～七年（一八三三～三六）、滝沢馬琴『異聞雑稿』下巻<sup>(13)</sup>

【文献⑧】嘉永三年（一八五〇）、山崎美成『提醒紀談』巻一<sup>(14)</sup>

【文献⑨】宮負定雄『地震用心考』<sup>(15)</sup>

以上が江戸時代のサムハラ信仰について触れた文献である。以下、該当箇所を抜き出し、整理しておく。以前に刊行された随筆が次々と引用されるため、文献の番号を（ ）内に丸数字で記しておく。

【文献①】天明二年（一七八二）～文化十一年（一八一四）。根岸鎮衛著

『耳囊』巻之二

怪我をせぬ呪札の事<sup>まじごと</sup>

天明二寅年の春、御小性を勤仕の新見愛之助といへる、登城の折から、九段坂の上にて乗馬物に驚きけるや、数十丈深き御堀内へ馬と一所に転び落ちけるが怪我もせず、着服等改め直に登城有りし也。其後右の咄し出て、「何ぞ格別の守護等もありしや。数十丈の所転び落んに、いかゞして少しは怪我も可有に、不思議の事也」と言しに、「外に守りやうのものも無かりしが、一年不思議の事ありしとて、知行の者より差越たる守護札有し」とて、書付て愛之助より右尋し者へ為見けるよし。右は同人知行のもの、或日野に出て雉子を射けるに、其矢雉子に当りしとおもへ共、雉子は恙もなく敢て立んともせざりし。弓術上手といわる、者争ひ射たりしが、外の雉子は弦に應じて斃る、といへ共右雉子に矢当らず。いづれもおどろきて逐廻し捕へけるに、羽がへに左の文字認め有りし由。

擗拾 擗扱

右の文字を書たる札百姓の与へけるを、其儘に懐中せしと物語のよし。何の訳に候や、文字も作り文字と相見分りがたけれど、其頃貴賤となく、小兒などにも懐中させしなり。

【文献②】寛政一二年（一七九九）発行、岡田挺之編、『秉穂録』

筑前福岡の封内にて、鶴を捕りしに、其翅に小牌あり。擗拾擗扱の四字あり。これ長命の符字なるべしとて、人々写して佩びたり。又淡路の何がしとやらん云寺に、斎藤実盛の位牌ありて、其背にも、此四字あり。いかなる故といふ事をしらずと、其国の人語れり。近きころ、江戸にて此符を佩びたる人、馬より落て、堀の内へまろび入りしに、少しも毀傷せず。それより此符を佩ぶる事、世にはやりしなり。

【文献③】文化一四年（一八一七）、屋代弘賢『淡路国風俗問状答』

蝗風等を避る咒の事

鳥飼下村、実盛の社六月初亥日蝗除祭にて、鏡餅、洗米、神酒等供ふ、左の守札を参詣人受戻り田畝に建つ、鳥飼上中下三ヶ村は、右亥日に虫送をす。

擗拾擗扱

右実盛社守札の事、秉穂録(②)にも見えたり尾州人作合せ見るべし。

【文献④】成立年未詳、岡本保孝『難波江』

○擗拾擗扱(袷袷襦袢)

此四字いかによみ、いかなる意にかと問ふものあり。知らずと答ふれど、強くとふ。斯る奇僻の事は、おのれ好まず。輪池屋代弘賢が遺書をみたるに、此事をおろく書付けたるものあり。今こゝに抄録しておきたるかぎりを下にいふべし。

江城年録(寛永二年三月晦日) 公方様台徳君葛西へ御成、其日無変之大鴈一羽、御鷹取候て参り候。右の鴈の胸に文字形四ツ有り。其文字者袷袷襦袢。如レ斯之文字有レ之。誠に不思議成事也。」大久保西山筆記紀州御家中にて殺生に罷出、鉄砲にて雉子を打申候処、中り不レ申。後毎度打候へ共、中り不申候に付、後には其雉網にてとらへ吟味いたし候処、羽がひの下に左の通りの文字有之、札付け有之候由、依レ之右交字的角のうらに張り、弓鉄砲にてためし被レ仰付一候処、兎角当り不レ申不思議なる事と申候由、矢除の守にて可レ有レ之哉と被レ存候。

擗拾擗扱

或人云、此文字文昌帝君の覚応篇にあり。読やうサンバラサンバラ、平田篤胤いはく、此文字感応篇になし。秉穂録卷下(寛政年中尾張岡田挺之著)、筑前福岡の封内にて鶴を捕へしに、其翅に小



牌あり。擗拾擗拐の四字あり。これ長命の符字なるべしとて写して佩びたり。又淡路の何がしとやらん云ふ寺に、斎藤実盛の位牌ありて、その背にも此四字あり。いかなる故といふ事をしらずと、其国の人語れり。(3) 近き頃江戸にて此符を佩びたる人、馬より落ちて堀の内へまろび入りしに、少しも毀傷せず。それより此符おぶる事世にはやりしなり。(1)

屋代弘賢いはく、江戸にて此符を佩びたる人と云ふは、凌明院様御小姓新見愛之助〔伊賀守ノ父〕也。当番の出がけに、馬共に牛が淵に落入候節、怪我なく出勤いたし候。〔同人云、浅間山の山人に仕候寅吉に承候へば、山にても此符の文字有之、ジャクカウ、ジャクカクとよみ申候由、〕同人云、明人陳元贇が伝へし柔術の流を汲める人の伝来して、カンタイカンキとよむよしいへるによれば、唐伝来にて有るべきか。(3)

○扁額軌範二編卷下〔文政四年速水春曉斎輯〕一説に、淡路の一梵刹に斎藤実盛が牌を安ず。牌陰に擗拾擗拐の四字あり。何と云ふ事をしらず。一年筑前福岡の封内にて鶴を捕ふ。其翅に小牌あり。勒して此四字をしるす。伝へ云ふ、頼朝公の放されし所の鶴かと、是長寿の符なりと。(2) 又説に此符を帯ぶるものは、転倒の難なしと近世専ら符にしるし帯ぶるといふ。〔耳囊卷之二〔根岸肥前守著、寛政文化頃ナリ。〕怪我をせぬ咒札の事、〔新見愛之助一件なり、今略。〕(1)

孝云、以上屋代氏の筆記の要文を鈔録したければ、原文のまゝにはあらず。

【文献5】文政五年（一八二二）、平田篤胤「仙境異聞」

慶長中大樹公御狩の時、鶴羽に在りし文字とて、怪我除けの由にて、擗拾擗拐、「一に擗拾擗拐、但し守り札の板形を写す」かくの

如き四字を記して守りとす。寅吉云はく、此れ仙人の常に謡ふ、符字の如き物の中に有る文字なり。

寅吉云はく、仙骨の人の常にうたふ符字の如き物の中に有りしを見たり。ジャク、コウ、ジャウ、カウと云ふ様に聞きたれど、能くは知らず。

【文献6】天保二年（一八三一）、山田桂翁『宝曆現来集』

○文政三辰年虎吉と云男、十五歳の時より天狗に遣われし事、能く人の知る所なり、此伝之語に云く、慶長三辰年大樹公御狩の時、鶴の羽裏に有りし文字迎、怪我なきよしにて、擗拾擗拐と書、如し此四字をしるして守とす、此文字何と申事知らず、虎吉に見せしに、是は仙人の常に唄ふ符字の如きもの、中に有る文字、音はシヨウウウシヨウウカクと云ふよし語りけり、(6)

或説に云く、昔紀伊国に一人の壮士有り、常に弓射る事を好み、山野にかけりて鳥獸を射るに、百発百中、射術誠に神妙也、或時雪中に野鶴を射るに中らず、二度射るに中らず、不思議なる迎、追鳥にして捕らへ見れば、其羽に文字有り、此文字の故なるやと、其文字外の鳥に写して矢を放に、一矢も中らず、扱は疑なく此文字守りなり迎、壮士常に身を放さず、身終る迄怪我あやまちなく、今に聞伝へて、擗拾擗拐此文字所持する時は、劍難災難なしと云へり、既に徳本上人も此事語れける、又天明五年御小姓新見長門守殿、田安御門外牛が淵え、馬ともに落入しが、何の怪我もなく、直さま登城被<sub>レ</sub>致ける故、何ぞ尊き守にて所持有るやと上意に付、此文字所持仕候由言上に及けり、誠に奇妙なりと被<sub>レ</sub>仰、諸人へ弘め可<sub>レ</sub>遣と、数ヶ所にて御書せ被<sub>レ</sub>遊けり(1)、又此度京都地震の前、吉田殿より此守出しける所、持する人々一人も怪我なしと云へり。」

【文献⑦】天保四〜七年（一八三三〜三六）『異聞雜稿』

擗拾擗指自是之下  
係于下冊

俊明院様御代、御小性新見愛之助、天明二寅年五月十五日登城之節、田安御門外にて乗候馬、物に驚き、土手へ走り登り、愛之助儀は馬上にて、人馬共に牛が洩へ落入候処、少も別条無<sup>レ</sup>之、番所え上り、御城頭取衆え遅刻之御届差出し、衣類等番所にて着替、宅へは不<sup>レ</sup>帰、其儘致<sup>二</sup>登城<sup>一</sup>候処、其儀俊明院様達<sup>二</sup>御聞<sup>一</sup>、何ぞよき守を所持致し候哉と御尋有<sup>レ</sup>之候二付、擗拾擗指の四字を懐中仕候由言上、則被<sup>レ</sup>遊<sup>二</sup>御覽<sup>一</sup>、何れより貫候哉、と上意により、右守之儀者、紀伊光貞卿於<sup>二</sup>国許<sup>一</sup>鷹野に被出候節、雉子鉄砲に当り候ても何之障りも無<sup>レ</sup>之常之体候間、不思議に思召、綱にて捉らせられ、被<sup>レ</sup>成<sup>二</sup>御覽<sup>一</sup>候処、風切羽に此文字有<sup>レ</sup>之、夫より鉄砲的角之裏に右の四字を張付、御打せ被<sup>レ</sup>成候処、玉それて中り不<sup>レ</sup>申候由、紀州に縁者御座候て貰ひ候よし申上候に付、御城附江御尋させ被<sup>レ</sup>成候処、紀伊殿家来有賀専右衛門と申者、先祖より致<sup>二</sup>所持<sup>一</sup>罷在候に付、文字引合せ候処相違無<sup>レ</sup>之、則於<sup>二</sup>御前<sup>一</sup>御側向之者江被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、御写させ被<sup>レ</sup>成、銘々江被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>候也、

右靈符の濫觴、田口氏御老婆御所望に付呈上、

天保六年乙未卯月 上総在勤士 江田彦吉

乙未閏七月二日、女弟菊上総なる所親がりかへり来て、これを予に視す、彼新見ぬしの事は、吾弱冠の時、世の風聞によりて知れり、且件の靈符も人のもてりしを見たれども、前書は実録なれば写しとゞめつ、

【文献⑧】嘉永三年（一八五〇）、山崎美成編『提醒紀談』

○符字

世に擗拾擗指の四字を書して、怪我除の護符とす。その験あるこ

と人の知るところなり。さて此符字の伝へ一条ならず。或記に、寛永二年三月晦日に、將軍家狩したまふに、御鷹、大なる雁を捕りけり。その鷹の胸に四の字あり。その文字は袷襦袴袴とかくの如くなり。実に不思議なることなりと見えたり。次にまた寛文八年に、紀州に住める鉄砲師吉川源五兵衛といふ人、江戸に居ける日、大宮鷹場の中吉野村と云ところにて、白き雉子を覘すまして打たれども中らず、さればやうく機檻にて捕へ得たり。その雉子の背に擗拾擗指の文字あり。思ふに此文字こそ、定めて怪我除の符ならんかとて、角まにこの字をしるして打試みるに、幾度打ども中らず。「大久保西山翁筆記」といへることあり。又天明二年の春、新見某九段坂を馬にて通りけるに、落馬して数十丈の深き牛ケ淵にまろび墜たれども、人も馬もいさ、か傷くことなし。されば衣服を改るまでに事故なかりき。此事を聞く人、いとも不思議なること、て、尊き御符にても持たれしやと尋ね問ければ、さればよ、或年吾領知にて雉子を一羽射とめんとしけるに、その矢それて中らず。再び射れども中らず。か、ればさまざま思ひを廻らし、術を以て捕へ得て見るに、翼に四の文字あり。今その文字を記して懐中せり。その験にてもあるべしと云。「耳囊」とあり。何れも正しき記録なれば、信ずるに足れり。秉穂録には、筑前福岡にて鶴を捕へしに、その翅にこの四字を記したる小牌あり。必これ長命の符字なるべしといへり。かくその説まちくなれども、嘗てこの符字を佩たる人の、しばし危を逃れ災を免れたること少なからず。此文字いづれの字書にも載せず。されば音義を知るによしなし。あるひは云。出羽国仙人堂にては「さんばく」と唱へ、白石平馬が天狗に教へられたるは、「じやくこうじやくかく」とよめりと云へり。こは雲をとらへ夢を説くが如き閑話といへども、亦記して異聞に備ふと云。

【文献⑨】安政三年（一八五六）、『地震用心考』

○仙家の灵符に、生類無難、怪我除の符と云あり。此符を身に佩び家の柱にもはり置きバ地震、火災にも、其外諸事に怪我を免る、也。是も用心の一つなり。凶の如く、此四字を劔形の紙に書て、身の符とすべし。仙家にては、此四字の符字を擗拾擗指と読むよし也。安政元年寅の霜月四日の大地震の後にも、日々地震鎮まらざりしかば、尾州名古屋にてハ、国君より御下知有て、彼怪我除の灵符を人々身に佩べき旨、御触有りしかば、名古屋木場の商人、入船屋忠八と云者、穩徳の志を以て、彼符字を一万余施行するを、己定雄、尾州にて見たり。或人曰、東海道池鯉鮒の駅那る池鯉鮒明神の蛇除守と云も即、彼四字の符字なり。又先年筑前国福岡領にて雀を捕ひけるに、其雀の羽に擗拾擗指の四字を書てありければ、雀□□は仙人の書て放したる那るべしとて、其雀を放したりとぞ。又淡路の国某の寺に、斎藤別当実盛の位牌納りてあるに、其位牌の裏にも彼四字を彫て有りとぞ。是も怪我除の料なるべし。又或人の筆記に、十代將軍家治公御代に、天明二年壬寅の五月、江戸にて、御小姓新見空之助君、登城の時に田安御門外牛が測にて新見氏、馬駭記、馬上那がら御堀の中に迸り落入りしに、人馬共に少も怪我那く上りける、此事上聞に達し、新見氏にハ、何ぞ尊記守りにても所持せしかと、御尋ありければ、即彼、擗拾擗指の符を腰中せし由申し上げて、其符を上覽に備ひたるに、是ハ何方より貰ひて所持せしと御尋ありけるに、紀州家に縁者有て、親新見長左衛門貰ひたるにて、紀州光定郷御国に於て、御鷹野の節、雉子を鉄砲にて御打たせ遊ばされしに、雉子に鉄砲は当り那がら、雉子は恙なく、活て居りしかば、不審に恩召し、網にて取らせ、能く御覧あらせられしに、其雉子の風切羽に、此符字の四字を書て有しとぞ。又寛永二年三月晦日、將軍家御鷹狩に、大き那る雁を捕ひ多るに、其

雁の胸に毛、彼四字の符字有しとぞ。是等は現界の鳥、不意に往記多るを、困界にて神仙等、其鳥に符字を書て、助け多る物那るべし。されば、人間所持して怪我那き事を知るべし。

③ 明治期のサムハラ

江戸時代に見られたサムハラ信仰は、怪我除けを中心に、虫除け、地震除けなど様々な用途で、全国的に行われていたことが分かったが、その後、明治期に入ってからのがりについて実証する資料は今のところ見つかってはいない。この時期の資料としては、佐藤幸彦が紹介している日本刀の銘がある。<sup>16)</sup>「明治の刀工宮本包則の作品には中心或いは刀身に擗拾擗指の四字を彫つたものがある。」とし、「彼がさむはら信仰を何によって知ったか判らないが、明治十九年に上京して伊勢神宮御神宝の太刀を受注、靖国神社境内で製作、納入直後、明治二十一年に最初のサムハラを切っているので、恐らく江戸期から残っていたさむはら信仰を東京で見て、取入れたものである。」と類推している。以下にその銘文を紹介しておく。

表1 サムハラ文字の入った銘文（草信博「宮本包則刀六十撰」）

種別	銘文
刀	伯耆国大柿住宮本能登守菅原包則 擗拾擗指 明治二十一年十二月吉祥日
太刀	帝室御刀工菅原包則七十四歳謹作之 明治三十六年八月吉日 擗拾擗指
短刀	帝室御刀工喜寿菅原包則 明治三十九年一月吉日 擗拾擗指(刀身彫刻)
短刀	八十二歳菅原包則作(明治四十四作) 擗拾擗指
刀	帝室技芸員宮本包則八十八歳謹作之 擗拾擗指 大正六年八月吉日 齊藤氏

次にサムハラ文字が脚光を浴びるのは明治三十七年（一九〇四）三月四日付の『都新聞』（五頁）に「不思議の四文字」として紹介されてからである。江戸時代の随筆を数点紹介した後、玉尾需という人物の日清戦争の事例を紹介した。この記事は、その後、種々の質問が寄せられ、それに対する回答が三月七日付『都新聞』（三頁）に読みが不明であることが説明されている。その後、明治三十七年三月一八日付の『神戸新聞』（四頁）では、「擗拾擗指の字義に就て」と題して、サムハラ文字の読みと意味について解説を加えている。

「護身の効ありと伝ふ擗拾擗指の字義に就て大概如電翁の語る所如左 此護符はサムハラと申します 梵語でインドの古語でせう 此四文字は寄字でサムハラを意を顕した者です」

ここではすでに「サムハラ」という読みを当てている。玉尾需の事例は、その後、『滑稽新聞』にも「滑稽迷信奇なる護身札」と題して取り上げられる。

滑稽記者曰く、此奇なる護身札なるものは、智恵海、秘事枕、智術全書、などといへる古き本にも記されてあるが、此度征露戦地の某艦乗組軍人より左の寄書ありたり  
前橋旧藩士玉尾需翁は、這般の征露戦に際し、報国の一にもとて、左の如き護身札をば数十万枚、出征軍隊に寄贈された

数十万枚配られたこのお札には説明文がついていたという。前半には、江戸期の随筆の例が挙げられ、それに続けて次のような記述がある。

明治二十七八年の役に、予が三男北澤友彦従軍せる故、予写して帽内に貼付け遣はせしに、七度戦場に臨みて、身微傷だも受けざりき、七里口の戦の如きは、敵丸背後に落ちて身恙なかりき、其友多田某、三男の此字を自写して、帽内に貼付けたりしが、敵丸帽を貫きたるに、頭は微傷だも受けざりき、

是等は予が実験する所なるを以て、今回の役にも、我が忠勇義烈なる兵士の身に微傷をも受けずして、十分の奮戦を遂げ、皇威を世界に赫かし、英名を後世に轟かし給はんことを希望するの余りに、謹で此四字を呈す、必ず之を帽内に収め給はん事を請う。

七十九翁 玉尾需拜白

この玉尾需の事例は、後に田中富三郎の活動の根拠の一つとなり、松田定象『妙術秘法大全』（神宮館）という易学の書にも記されることとなる。

また、柳田国男も、「兎二角二是方百年前ノ稀有ノ出来事ニハ非ズシテ、現ニ日露戦争ノ際ニモ、右ノ雉ノ守札ヲ身ニ帯ビテ出陣セシ勇士多カリシコトハ事実ナリ。」とサムハラ(18)の守札について触れている。

サムハラが記された千人針として現在実物を見ることが出来る最も古いと思われる物は、遊就館所蔵の千人針である。遊就館の展示図録(19)には、昭和七年二月二十一日に戦死した高橋祥太郎という方のサムハラと記された千人針が紹介されている。

岩田重則によると静岡県三島市小沢の竜爪神社所蔵の「竜爪山祭典帳」の昭和七年二月に「昭和七年二月 前島家ニテ出事ニ致しました弾丸除」としてサムハラ文字の木版が押されていると(20)。

日中戦争以前に、サムハラについて触れた資料としては、駒澤大学学長である大森禪戒が昭和一〇年に「梵字・梵語の話（第三講）」（『大法輪』第二巻第四号）に「不思議の四文字」と題してまとめている。

「日清日露の戦争や、欧州大戦の折の青島攻撃の際、更に近くは満州事変等に多数の出征兵士が、丸除けの守符としてこの四文字を所持したということであり、某將軍の如きは、千人針の襦袢にくまなく、この四文字を書き込んで身につけて出征したということである。」と記し、満州事変や日支事変の守符の例を挙げている。また、「日支事変に於て、不思議な功德を現わしたところより、それ以来この四文字は、



益々民間に信仰されるようになり、遂に全国の各駅にては、鉄道事故防止の為、各従業員に所持させるところまで行った。然るに不思議にも、災禍を免れたものが少なくなかったというので、更に消防署員、自動車運転手、船員、飛行家等も、万年筆や携帯品に、この字を彫りつけるようになり、女の人も、簪に彫って所持するようになった。」と記し、更に後述する田中富三郎についても触れている。

「大阪の田中富三郎という万年筆業を営む人は、大いにこの功德を有難がり、楠公婦人菩提所たる楠妣庵で祈禱をして、この四文字を彫った万年筆を、日支事変に出征した将卒諸氏に贈り、そればかりでなく、ギャングよけとして、政財界の諸名士にも贈呈したところが、陸軍恤兵部や、宇垣、荒木、床次、山岡、内田（信也）等の諸氏より、礼状を受けたということである。そして、今日に於ては、この四文字の信者からなる信光会という会が組織され、大鉄沿線汐の宮に、その聖殿と一千余坪の村を建設するというほどの勢いとなったのである。」とその時代の状況を書き留めている。この田中なる人物は、サムハラ信仰を全国区にした重要な存在であり、次に詳しく述べることにする。

#### ④ 田中富三郎の活動

日中戦争を前にある人物の活動がサムハラ信仰が知られるきっかけを作ることとなる。田中富三郎は、サムハラ信光会なる団体を作り、サムハラ文字が付された様々な品を百貨店等で販売し、その後、戦後になるまでサムハラ神社を創建することとなる。しかし、戦前、実は特高警察により宗教法人の違反で取り締まられている。この人物について詳細に報告されているので、その経緯とこの人物の紹介を『特高外事月報』の昭和十一年一月の記録を元に紹介していく。

#### 〈サムハラ聖殿撤去状況〉

- ・ 大阪市西区靱北通三丁目田中富三郎は大阪市内に三カ所の店舗、工場を有し、相当手広く万年筆の製造・販売を営んでいた。
- ・ 約十年前高野山参拝の際に偶然に災難除のサムハラなる文字の記載ある守り札を入手したところ、商利に機敏なる田中はその複雑な組み合わせ文字の靈効宣伝によって利を売ることを企画した。
- ・ 任意サムハラなる読み方を付して、直ちにこれを商標として登録し、まずその使用を独占するとともにこの文字が古くから災難除として靈能顕著であると付会宣伝した。

- ・ 当初は、これを下駄・ステッキ・食器などに刻んで試みに販売したが、意外に購買者が多かった。
- ・ 計画がうまくいったので、さらに郷邑地方にサムハラ有縁の地を造り、その靈証を強めることを画策した。そこで四〇年間消息を絶っていた郷里岡山県苫田郡西加茂村に昭和六年飄然として帰省し、まず村民の歓心を買おうとして、郷土所在の神社仏閣に売名的寄付を行い、この間にもしきりにサムハラ宣伝・普及を図り、村民に相当信用を植えつけた。

- ・ 翌年には自ら会主となり、主として自家の店員などで「サムハラ信光会」と称する信仰後援団体を組織し布教した。漸次、大阪並びに郷邑地方を中心に信者を得るようになった。
- ・ その頃からこの文字を刻んだ指輪・護符・カフスポタンなど、多数の商品を製作し、百貨店などを通じて広く市井に販売・宣伝し、この間、阪神間所在大工場の安全週間などを利用して多量の護符を売りつけ、相当、これが普及した。

- ・ 昭和八年、さらに郷土の有志に対して疲弊する農村の匡救を図るためにサムハラ聖殿を創設し、その発展を期すとの議を起し、村内有力者を奔走し、いよいよ同村火詰山中腹の村社金比羅神社の境内にサムハラ

ラ聖殿を建設することとなり、所定の手続きを経ずに同年五月に起工。田中より約四千五百円の私財を投じて昭和一〇年五月これを竣工し、爾来、この箇所をサムハラ信仰の中心地として災難除の地方信仰を高めていった。

しかし、岡山県当局は、この聖殿が無願社で、かつ種々迷信流布のところがあると視察中のところ、田中はサムハラ聖殿建設の表面上の理由としては「自己の社会恩恵に対する奉謝として、広く世人をサムハラ神徳に浴せしめ、合わせて国民敬神崇祖の一大精神運動たらしめんがためなり」と称しているが、同人がつとにサムハラという文字を商標として登録してその使用を独占したうえ、該当商標を付した商品販売してこの宣伝・普及に努めつつあるのみならず、サムハラが古来より郷土に縁地を有したように見せるため商品販売の利便を得ようとしていたことは明白となった。

・そのために同県当局では、その存続は許し難いものとして、昭和一年一〇月末に、責任者田中富三郎に対し、無願社の禁制なる所以並びに迷信利用によって商品販売の不当所為がないこと等について、懇諭したところ、左記(一)のように請書を提出し、聖殿の自発的撤去を誓約した。爾来、推移注視中のところ、いよいよ一月一〇日より二五日にわたり聖殿及びその付属建物全部の破却撤去を見るにいたった。

#### 〈経歴並に聖殿建立の経緯〉

田中富三郎は、明治三年岡山県苫田郡西賀茂村の貧家に生れ幼少の折、寺子屋にて漢籍の素読を修めたる程度にして格別学歴等は無く、十八歳の時、大阪に出で印刷所の職工、古本売買、酒保経営等をなしつつありしが後、雜貨商を営み更に対満雜貨貿易に従事し、大正七年より現地に於てブツシユ万年筆の製造販売を開始し、良好なる業績を治めて現に相当の資産信用を有するものなり。然るに約

十年前偶然の機会に於て、擗拵擗拵なる符合文字が災難除けの護符たるの伝説あるを聞き、之を以て一儲けせんことを企画するに至り、先づ之を商標として登録し当初は下駄、ステッキ、食器類に該文字を刻みて市井に売出し「此の品を所持せば如何なる災厄も免れ得べし」として災厄除の靈効を宣伝したるに相当なる売行を示せり。依つて更に擗拵擗拵の縁起を作為して一層宣伝効果を収めんことを策し、岡山在には古くより之が由縁の地ありと大阪方面に宣伝し置き之が実在の地を造るべく、出郷以来四十年間何等の消息をも絶ち居たる郷里に昭和六年突然帰村して、村長を訪れ、自己は出郷以来万年筆の製造販売等により相当なる資産を築き成功せるに引換え、郷里は依然として旧態の姿にて疲弊し居るは遺憾なるを以て自分は郷邑発展の為大いに尽力したき考へなりと称し、西賀茂村所在真福寺に四百円を寄贈して仏間客殿を修理増築し郷社金刀比羅神社には大鳥居一基一千元を寄進して村民の歓心を求め擗拵擗拵の素地を作り置きたり。他方昭和七年頃より大々的に此の商標を刻める御符、指輪等左記(二)の如き各種の商品を製作し種々縁起由来並に其の靈効を吹聴宣伝し、大阪市内百貨店高島屋及津山市所在百貨店大黒屋其の他阪神間の万年筆同業者等の手を通じて広く市井に販売すると共に之が普及宣伝機関として自ら会主となり擗拵擗拵信光会を作り、同会の名に依りて「怪我をせぬお守札の事擗拵擗拵」と題するリーフレットを作成して其の靈効実例を説き、出征兵士の大阪通過、産業安全週間等に際して御符の寄贈販売を為す等凡ゆる機会を捉へて之が宣伝を図り、偶然にも安全週間を無事故に終り工場主等より謝状に接することあれば、直ちに之を広告文に利用する等遺憾なき宣伝効果によつて相当なる売行を示すに至れり。並に於て昭和八年五月再び帰省して村長其の他村内有力者に面会し愈々郷村発展の為私財一万元を投じて村社金比羅神社境内に靈顯高

き擗拵聖殿を建立し之を同神社に寄進したしと述べて村長並氏子総代等を納得せしめ直ちに之が工事を開始すること、なれり。而して擗拵聖殿（間口二間奥行三間半の神殿造り）には「擗拵大神神璽」と記載せる木片を御神体として納め、之に賽銭箱、線香立、石燈籠、手洗所等を備へ之に付属して一見社務所の如き形観ある休憩所十八畳六畳各一間）を設置し、之が総工費約四千五百円を要して昭和十年五月竣工を見るに至りたるが其の費用は総て田中より支出し、其他敷地整理の爲氏子六百名の勞力奉仕に対しても亦酒肴料として三十錢宛を支給せり。尚之が竣工と共に岡山県当局に対し聖殿建立箇所の境内地設定方を申請せるも村社境内地制限抵触の故を以て結局不許可となりたるものなるが、外観上は全く境内同様の地続にして、自然地方參詣の対象となりて土俗的信仰を増すと共に該聖殿を聖地として商品販売の宣伝に供へつゝありたるものなり。而して岡山県当局に於ては其の宣伝状況に対し漸く懷疑を生ずるに至り鋭意調査中の処所謂其の縁起なるも單なる迷信にして、曩に大阪に於て信仰後援団体として作りたる擗拵拵信光会と雖も一見多数の同信者を以て組織せられたるが如くにして、実は殆んど同族並使用人等を以て結成せるものにして全く宣伝の具に過ぎず、殊に縁起發祥の地が古來より郷里岡山に所在したるが如く大阪地方に於て宣伝するに拘らず一方郷里に於ては大阪方面には有力なる信仰団体をも組成し多数の同信者あるが如く伝ふる等巧妙なる宣伝を試みつゝあること判明し、畢竟無許可の神社を建設し而も之を販路擴張の營利手段に供しつつあるものと認められたるを以て田中に対し懇諭するところあり、本人も深く其の非を悟り該聖殿の自発的撤去を見るに至りたるものなり。

#### 〈宣伝せる縁起由来〉

田中富三郎は擗拵拵という語の起源、沿革は相当に古く、古來一部の人たちには信奉があつたとして、その靈効は各種の文献にも散見できると宣伝し、様々な付会的義解を加えて説明していた。その例として『耳囊』『難波江』及び玉尾需の例を引用している。

(イ) 孔文叔より「擗」は十梓を合束したる禾を手に持てる意象なるが之は五倫五常を意味したるものにして此の弓箭を發するは即ち人が五倫五常の道義心を發する所以を明にせるなり、「拵」は劍と楯を手に持てる意象なるが其の劍は惑を斬り理を判ずる利劍を謂い、楯は七情の迷乱して本性を襲來するを防ぐ所以の義を示せるものなり、「擗」は手に楯を抱く意象なるが是れ邪を防ぎ正を守る所以を明にせるなりと（中略）

(ハ) 昔、孔子の弟子曹子病を得て臨終に及び門弟子を呼びて手足に至る迄身体各部を調べさせ、一つの傷痕なきを見、聊か安心の表情を浮べ、父母に完き身体を受けて生れ、幸ひ全身に一つの傷痕なく返し得るは孝道の一端をつくりたりと言ひ並に生命の守護神擗拵拵に深く感謝せりと。身体髮膚父母に享く、敢て毀傷せざるは孝の始なり。此の有名なる格言も此の意を述べたるものなり。その後文中にも出てくる資料が二点紹介されている。

#### 左記(一) 請書

建設所有に係る左記擗拵拵聖殿に関する一切の施設は明治五年八月晦日に大藏省達第百十八号無願社寺創立禁制の件に違反するものなるに就ては之を昭和十一年十一月二十五日迄に破却撤去し該擗拵拵聖殿使用の材料を以て建物を為さざるは勿論之を撮影せるものを商品の広告等に使用致す間敷仍て請書及提出候也

記

岡山県苫田郡西加茂村大字中原五〇六八六七番地

擗拵擗聖殿 一棟

同 社務所 一棟

其他石燈籠手洗鉢線香立

石垣玉垣石段等擗拵擗聖殿に関する付属物 一切

昭和十一年十月二十七日

大阪市西区靱北通二丁目二十九番地

田中富三郎

岡山県知事 多久安信殿

表2 左記(一) 擗拵擗の商品

擗拵擗入尾錠	洋銀黒イブシ仕上ゲ	箱入	一箇	金一円
同	尾錠付洋服バンド	〃	一箇	金一円
擗拵擗入尾錠	純銀製	桐箱入	一箇	金五円
同	金張製	桐箱入	一箇	金四円 五十銭
擗拵擗入胸章	洋銀イブシ仕上ゲ	桐箱入	一箇	金五十銭
同	純銀製イブシ仕上ゲ	桐箱入	一箇	金一円 五十銭
同	金張製	桐箱入	一箇	金二円
擗拵擗お守小判	(蜀紅錦袋入富金小判)	桐箱入	一体	金三十銭
擗拵擗お守小判	(織物袋入金色小判)	桐箱入	一体	金二十銭
十八金模様総刻エ ンゲージ指環	(漆塗金蒔絵桐箱入)	桐箱入	一箇	金二十円
白金甲丸型指環	(シール張サック入)	桐箱入	一箇	金二十円
白金細輪型指環	(シール張サック入)	桐箱入	一箇	金十二円
十八金甲丸型指環	(ベッチン張サック入)	桐箱入	一箇	金八円
ホワイトコイン台 本真珠入指環	(同)	桐箱入	一箇	金六円

十四金細輪型指環	(同)	桐箱入	一箇	金四円
ホワイトコインエ ンゲージ型指環	(桐箱入)	桐箱入	一箇	金一円
ホワイトコイン縄 型指環	(桐箱入)	桐箱入	一箇	金一円 五十銭
家庭用ブラチノン 細輪型指環	(桐箱サック入)サイズ 組合	桐箱入	五箇一箱	金一円
擗拵擗守札	(金色真鍮製)	桐箱入	一体	金三十銭
擗拵擗守札	(サック軽銀金製)	桐箱入	一体	金五十銭
擗拵擗子達の守 札	(サック守札共軽銀製)	桐箱入	一体	金二十銭
擗拵擗カフス 十八金張	(レザー張サック入)	桐箱入	一組	金二円
擗拵擗カフス 釦ブラチノン製ク ローム付		桐箱入	一組	金一円
家庭用ブラチノン 指環、お守小判、 守札優美箱入五箇 組合		桐箱入	一箱	金一円
擗拵擗小付	(サック守札共金製)	桐箱入	一箱	金一円
擗拵擗実鈴	(純銀製)	桐箱入	一箇	金二円 二十銭
同		桐箱入	一箇	金一円
擗拵擗記念メタ ル	(造幣局製)金四分一合 金(蜀紅錦袋入富金小 判)添付	桐箱入	一箇	金一円 四十銭

擗拵擗ラクトロイド製サック守札金製優美箱入  
色種類(象牙、翡翠、赤、鼈甲色等)  
高尚優雅ラクト新製守札



以上、『特高月報』から事件の顛末および田中富三郎の活動について見てきたが、彼の活動は終わったわけではなかった。次に挙げるのは新聞の広告である。各地の新聞に同時期に宣伝を行っているようである。

○昭和二年七月一日付『京都日日新聞』

「身を守る不思議の擗拵擗拵」「身命の災難除け「サムハラ」に就て」

豊臣秀吉麾下の名將加藤清正は不思議の四文字を刃に彫り付けてあつたため万死に一生を得たといふ話がある

奇蹟の実例

株式会社神戸製鋼所従業員一万名にて毎日廿名以上の負傷者があつたが、此のサムハラ様の御符を所持せしめてよりピツタリとなくなり工場医は毎日欠伸をして居ると云ふ有様で最も顕著なりと従業員の目を丸くして驚かされたのは昭和七年六月十一日、一職工が高所に於て鉄鋏を以て鋼塊の整理作業に従事中心もり其の鉄外れ非常なる全力の加わりし、仰向けに地面の鋼塊の上に転落したるもの身に擦り傷もなく平然たりし事は不思議よりも寧ろその神秘的効果の偉大なる点に付いては恐しさを感じたと同社より態々御礼に來宅せられサムハラ堂建設基金にと金五十円也を寄付せられた。(田中富三郎氏にあてた礼状)

山口県下松町

日立製作所笠戸工場

第一日朝お守札を全員に分配し何れも大変に喜び一層緊張して午前一人のけが人もなかつた。午後一時東南方に当りSOSの急報があつた。第一号ハンマー(圧力三五〇〇ポンド)満鉄バシ型機関車のバツクフレーム(重量約一噸)を五名の作業手が火造中之を吊した大チェーンブロック吊垂金俄然切断し作業手の頭上に落ちかゝつたのである。無論吊されたフレームの一方も落ちる、作業者一同はやら

れたと思つた。今迄も数回あり其の度に必ずやられたものだ。然るに何ぞや、不思議フレームを支へて居た一人の作業者が尻餅をついただけで他の者は微傷だも負わず呆然として居たが一同口を揃えてサムハラ様サムハラ様と言つた。ホントに不思議千万であると大口職長以下其靈感に感激して語つた。

(頒布所) 京都駅前「丸物」二階 貴金属部

擗拵擗拵入護符頒価(一部掲載)

擗拵擗拵十八金甲丸型指環 一個 八円

擗拵擗拵十四金細輪型指環 一個 四円

擗拵擗拵ホワイトコイン甲丸指環 一個 一円

擗拵擗拵十四金張カフス釦 一組 二円

擗拵擗拵鈴銀 一個 二円二十銭

擗拵擗拵十八金検定証明入指環 一個 二円

擗拵擗拵エト入守札 一個 三〇銭

擗拵擗拵お守小判、指環、守札 各一個 二〇銭

頒布本部大阪市西区靱北通二丁目二九

擗拵擗拵信光会

この広告と同様のものが、翌日の七月二日付『神戸新聞』にも百貨店「そごう」の広告として掲載されている。さらに京都日日新聞の一〇月二日付の広告には、別のエピソードが紹介されている。

○昭和二年一〇月二日付『京都日日新聞』

サムハラが兵隊を救つた話

大阪市浪花区芦原町一八四番地道浦吉三郎氏は、慰問袋から知り合になつた満州派遣軍弘前八師団歩兵十七聯隊の佐藤久治さんに弾丸除け守として御利益あるサムハラといふ御守りを贈つたところその礼状が来たそれによると佐藤さんは御守りの届く前後匪賊征伐に行つたがピュー／＼飛んで来る弾丸のどれもこれも佐藤さんの前で

不思議にもカーブしてその身体をそれてしまふ夢をみてこれは何か有り難い神様の御守護を受ける報せだらうと翌朝戦友達と話してゐるところへ、道浦氏からのサムハラ様がついたのだつた、丁度其日三里ばかり離れた青体子高附近に有名な馬賊が現はれたとの報に接し皇軍は極度に緊張した、その晩佐藤さんは歩哨に立たされることになつたのでサムハラ様をしつかり体にくつ付けて歩哨地点に出かけた其深更馬賊偵察隊四名が月光のもとに逼ひよつて来たが、佐藤さんを見つけて矢庭に発砲したのでこちらでも応戦大いに努めて居る中三名は射殺され、一名は傷ついた儘逃出そうとしたので、佐藤さんは追いついて大格闘の後捕虜として無事職責を全うしたが、四人を相手にしながら擦傷一つも負はず而も此捕虜の口から大事な証言を得て軍の行動を大いに助けることになつたのは全くサムハラ様の御加護によるものと感激したといふ

昭和拾年七月十二日

## ⑤ 日中戦争期のサムハラ

### 1、仁丹による広告

大嶋一人「徴兵よけと弾丸よけの祈願」によると、八月一日朝刊を初見としてサムハラの護符は、その後も、八月二日朝刊、八月二八日朝刊、九月五日朝刊、九月二一日朝刊の広告の一部に掲載され、九月一三日朝刊の広告ではこの護符を進呈した数の中間報告として、六一万一五四〇体という数字を示していると指摘している。<sup>(22)</sup>

この広告のサムハラの部分を紹介する。

○昭和十二年八月六日付『大阪時事新報』

「仁丹御買上の有無を問はず 敵弾除けの御守進呈」「出征軍人に是非御

携帯願ひたき敵弾除け、身を護る不思議のお守」「千人針の携帯と共に心丈夫に敵に向はる、靈験あらたかなる御護符」

「擗拵擗拵の靈験教例」

● 現陸相、杉山大将が日露役に軍帽の内に此の「擗拵擗拵」を貼付けて出陣されし事は、曩に東朝座談会で閣下が親しく話され世間周知のこと

● 日露奉天の戦に、加茂町前原遼平氏は、決死隊となり敵前五十米の鉄条網を破壊し唯一人生残つた

● 満州事変に、十七連隊の佐藤久治氏は、単身四名の匪賊と交戦し三名を射殺、一名を捕虜としたが自身は微傷もせず

● 日清役に、前橋の人玉尾友彦氏は、軍帽に貼り七里口戦で頭上の敵弾悉く背後に落ちた

● 大阪有本國藏氏、(元代議士洋服組合長で先般郷里に頌徳寿像の建つた方)は造幣局で、純金の小付として作り常携用にとて知友に頒たれた

● 大阪旅組合長、山西玄兵衛氏は、日露役に出征の親戚十三氏に贈られ全部無事凱旋したので爾來施薬の如く知人間に配分さる

● 大阪中山製鉄所の花田保氏は、三越の鉄板に敷かれたのに僅の擦過傷だけで済んだ

● 大阪高島屋では、満州事変の慰問袋に悉く同封し、平素も「怪我せぬ護符」として広く頒売

この時期の他の地方紙を調べてみると、昭和十二年八月一三日付『京都日出新聞』、同年八月一六日付『海南新聞』などにも仁丹の広告が見られる。また『宮崎新聞』では、仁丹の広告は見られないが、次のような記事で、サムハラの護符の無料頒布について紹介している。

○昭和十二年八月一二日付『宮崎新聞』(三頁)

「敵弾よけの お守が寄付された 慰問袋へ入れませう」

北支事変緊迫と、もに国民銃後の熱意は火と燃え国防  
 献金や皇軍慰問金。街々には千人針、千人力に沸きか  
 へつてゐる時、また一つ心強い銃後の話題が発表され  
 た。それは現陸相杉山大将も日露戦争出陣の際、軍帽  
 に貼つて行かれたといふ敵弾除けのお守『サムハラ』  
 が日清日露の役を初め満州、上海事変にも幾多の奇蹟  
 的な実例があることを予て聞いてゐた仁丹本舗主森下  
 博氏が今回の北支事変に当つても是非皇軍の方々に差  
 上げたいとの念願から、わざ／＼石清水八幡宮に祈願  
 をこめて広く寄付を発表したことである。希望の人は  
 誰でも送料を同封して申込まれるとよい」

○昭和十二年八月一八日付『宮崎新聞』

「敵弾封じの不思議な御守」

現陸相の杉山大将も日露役に軍帽の中へ入れて出陣  
 され、日清日露、満洲、上海事変と、いつも戦場で不  
 思議な靈験を顕し殊に日露奉天の戦ひで決死隊として  
 万死を期した加茂町出身の前原遼平氏が唯一人微動も  
 受けなかつたといふ縁りの『サムハラ』の御守を今度  
 仁丹本舗では皇軍将兵のため広く一般に無代で贈呈す  
 ること、なり時節柄非常に時宜に適した好計画とせら  
 れてゐる。

以上、新聞で広告されたサムハラの護符は、その記述内  
 容からすると、写真2に紹介するお守りであると思われ  
 る。

また、このサムハラ文字の護符のようなものは、各地で  
 配布されていたものと思われる。

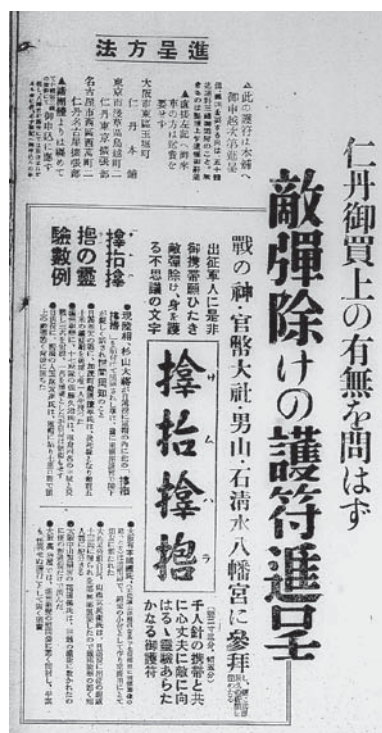


写真1 『海南新聞』昭和12年8月16日付 仁丹広告の部分拡大

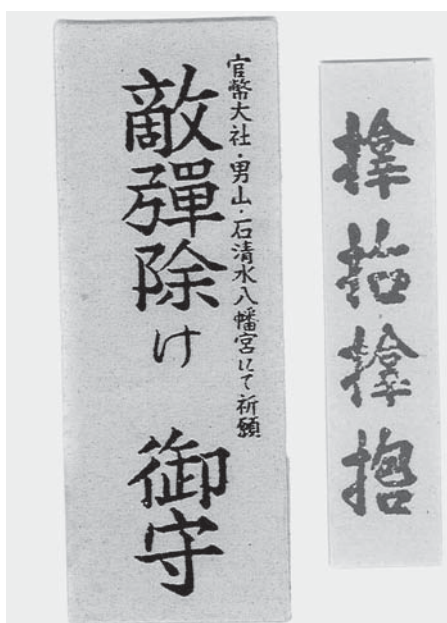


写真2 石清水八幡宮のサムハラ の御札

○昭和十二年七月二十九日付『海南新聞』

「護符サムハラ 送付方を司令部へ」

事変発展と共に国防献金相つぎ女子青年団、国婦、女学校の千人針寄贈。神社の護符寄贈等皇軍の武運長久を祈る人々の数は多い中に宇摩郡川之江町古町護信会の畠山鐵治氏は豊臣秀吉朝鮮役時靈験顯かであつた護符「サムハラ」を入用であれば幾ふでもお送りすると松山聯隊区司令部へ言つて来た

## 2、サムハラ信仰の広がり

こうしたサムハラ信仰については、『主婦之友』などの婦人雑誌でも取り上げられている。

「弾丸除（たまよけ）のまじない」

今では、東京小石川に「まんとら信仰会」が設けられ、不思議の四文字をメダルに彫刻して希望者に頒けてをります。同会神田支部塩島隆正堂の御主人の話によると――

ある日某所で試みにこの文字を鑄たメダルを的の端に付けて、五人の者が各二十発づゝ、都合百発で射撃したところ、射手は相当な腕利だつたが、的には僅かに四発しか中らなかつたさうです。これを見た人々は、『的にもし生命があつたなら、一発も中らなかつたらう。』と感歎したさうです。

また、人參にこの四文字を書いて軍馬に食べさせると、怪我がないと言はれ、実際にも行はれてゐます。

戦場では弾丸除のまじなひとなる外、日常には怪我除のまじなひとなつてゐます。（中略）

この文字を護符にするには木札などに浄書して身につけます。なほ、身につけるシャツ、帽子、手拭などの端にも小さく書きつけておくと身の護りになります。

このまじなひの靈驗も日清日露両役、北清事変、満州事変の折に明らかに示現してゐます。

偕行社新館主任の北村龜作氏は、慰問の手紙を戦地に送る際、切手の裏側に当たるところに必ずこの文字を書くさうです。乃木大将の二銭切手や東郷元帥の四銭切手の場合には、その部分を四角に切抜きますと、表にはこの文字で立派な護符ができるのです。

戦場では弾丸除となる外、家庭では泥棒除ともなるのです。玄關とかお勝手とかに書いて貼りつけておくと、犬が吠えるとか鶏が鳴き出すとかして、盜難を未然に防げると言はれてをります。

近衛首相家には、この文字の印章が代々伝へられてゐて、大切なもの、長くしまつておくもの、箱には、その印を押し紙を貼つて、災害除になさつてゐるさうです。<sup>(2)</sup>

戦時中、様々なかたちで、サムハラの文字が利用されていたことが分かる。

## 3、戦後に記された戦時中のサムハラ信仰

戦後、戦時中を振り返るかたちで記された小説がいくつかある。代表的なものとしては、飯尾憲士著『擗指擗指』であろう。飯尾憲士「さむはら」（一三三六頁『すばる』平成五年十一月一日発行）、後に単行本『さむはら』（集英社、平成六年）として刊行されている。

手記としては、次のようなものが記されている。

「サムハラさま」

「私の左隣で砲の計器を忙しげに操作していた東田が、二日まえの戦闘中と全く同じ口調で、おかしげな呪文を唱え始めた。

「サムハラ、サムハラ、サムハラ、サムハラ、サーマ」

全神経を砲の計測に集中している私たちの砲手は、この呪文が始まると手もとが危うく狂いそうになってしまうのだ。（中略）



「てめえ、いまの戦闘中、おらが拝んでいた『サムハラサマ』に、なんで文句をつけるんだい。おらはな、これでも、みんなの無事を一生懸命お願いしてんのに、バカ笑いなんかしやがって…。」(中略)

「ハハア…。そうか。するってえとおめえは東京で生まれた男だつてわけか。それじゃあ昔っから、おらがのほうに伝わってる『サムハラサマ』のありがたみなんざあ分かるはずねえよなあ。こりゃあお笑いもんだぜ。へへへへへへ…」

東田は丹波の山奥の男らしく素朴な口調で言っただけ、私を憐れむような目つきで嗤いかえしてきた。<sup>(24)</sup>

また、サムハラ様を小説化したものとしては、岩井志麻子の「サムハラ様」などがある。<sup>(25)</sup>

#### 4、千人針に記されたサムハラ文字

ここでは、日中戦争以降に盛んに作られたサムハラ文字が描かれた千人針を紹介しておく。昭和館で所蔵している千人針については、「千人針データベース作成に向けての整理」で、紹介したが、例としてこの千人針から紹介しておく。

昭和館が所蔵する千人針約一〇〇点のうち、八点到サムハラ文字が描かれているが、なぜこの文字を記したかについての聞き取りはされていない。

資料⑤の千人針は、丹村啓吉さんが所持していたもの。昭和一七年(一九四二)四月に召集令状が来た際に、姉の宣子さんが叔母と一緒に縫ったもの。姉の宣子さんは寅年生れであった。この千人針は糸玉を表に出さず、和てぬぐいで覆ってある。サムハラ文字は叔父が書いてくれた。弾除けのお守りとして戦地へ持って行った。翌年一月には内地を離れ、南方を転戦しビルマで終戦を迎えたが、その間常に腹巻として巻きつけ、シラミもわいたが、洗濯して身につけていた。

表3 昭和館所蔵のサムハラが描かれた千人針

番号	資料番号	資料名称	地域	時代区分	虎の絵	サムハラ	御守	朱印	糸玉覆い	武運長久他	日章・旭日旗	既製品
①	R39-00081	千人針	高知	—	—	文字	あり	有り	—	「祈武運長久」「七生尽忠報国」「必誓滅敵」「祈健康」	—	—
②	R39-00102	千人針	高知	S19年	御朱印	文字	別添	有り	—	「祈武運長久」「七生尽忠報国」「必誓滅敵」	—	—
③	K08-01309	千人針	東京	—	—	文字	—	—	—	武運長久	赤丸	既製品
④	K08-01363	千人針	東京	S17年1月	—	文字	—	—	—	武運長久	旭日柄(点描)	—
⑤	K08-01800	千人針	東京	S17年4月	—	文字	—	—	—	—	—	—
⑥	K08-05747	千人針	東京	S12年8月	—	文字	—	有り	—	祈武運長久	—	—
⑦	K08-05748	千人針	東京	S12年8月	—	文字	—	—	布覆い	—	—	—
⑧	K42-00009	千人針	大分	S17年4月	—	文字	有り	有り	—	祈武運長久	—	—

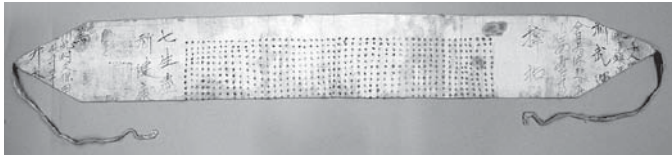


写真3 千人針①(R39-0081)

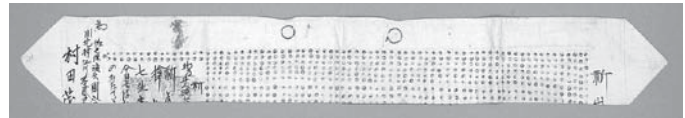


写真4 千人針②(R39-0102)



写真5 千人針③(K08-1309)

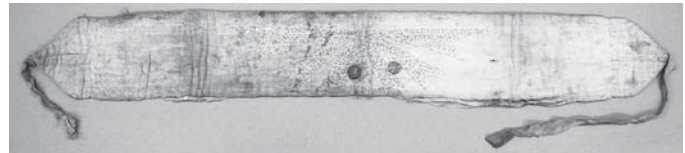


写真6 千人針④(K08-1363)

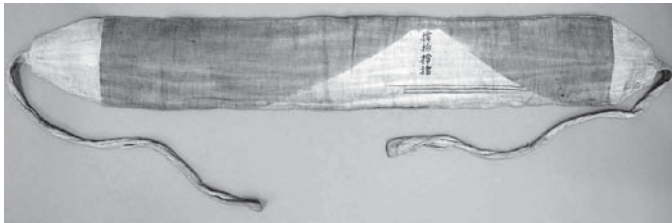


写真7 千人針⑤(K08-1800)



写真8 千人針⑥(K08-5747)

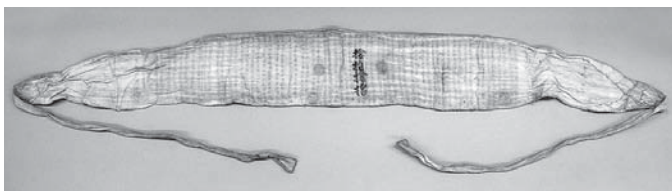


写真9 千人針⑦(K08-5748)



写真10 千人針⑧(K42-0009)

## ⑥戦後のサムハラ信仰

### 1、サムハラ神社

戦後のサムハラ信仰については、前述の田中富三郎によるサムハラ神社の再建が重要な出来事となった。戦後の田中富三郎の活動については次の通りである。

戦後マッカーサー指令により同社殿を再建。創始者は続いて昭和二四年、大阪の豊国神社の隣接地を購入し自費で同神社を建立。神前の扉材は伊勢神宮より賜ったという。三七年には西区立売堀に遷

座。現在、岡山県苫田郡加茂町の神社を奥の宮としている。創始者が昭和四二年に死去すると、養嗣子の田中好一が宮司後継者となり現在にいたっている。<sup>(26)</sup>

サムハラ神社については、現在も活動をしており、松野純孝『新宗教辞典』（昭和五九年、東京堂出版）、国学院大学日本文化研究所『神道事典』（平成六年、弘文堂）などに紹介されており、井上順孝他『新宗教事典』（平成二年、弘文堂）では、神社紹介の他に「法との摩擦」創始者・リーダー一覽」の項目でも取り上げられている。また、大島建彦「サムハラ（漢字表記）神社の現状」<sup>(27)</sup>では、現在も続く大阪府にあるサムハラ神社、その現況について報告している。ここでは、現在のサムハラ神社の詳細は割愛する。



写真12 田中富三郎寄進のサムハラ神社の鳥居



写真11 サムハラ神社



写真13 サムハラ神社の御札



写真14 田中富三郎についての紹介



## 2、その他の神社・寺院

サムハラ神社と別にもう一つサムハラのお札を頒布している神社がある。京都府南区にある鎌達稲荷神社である。この神社は、「元、陰陽師安倍晴明が子孫、安倍・土御門家の祭祀にして、万生業に福利を授け給う開運の神・倉稲魂大神と、広く人事を良きに導き、交通安全の神でもある猿田彦大神が主神で、御鎮座地は元、西寺跡である。」とし、「鎌達さま御利益由来には、開運・勝負運を招き奇蹟を生む神さまの靈験あり



写真15 鎌達稲荷神社



写真16 鎌達稲荷神社のサムハラ護符

と敬われ」、サムハラ呪符は災難除け、奇蹟を生むお守りとして人気がある。

また、福岡県糸島市には、雷山の中腹に真言宗の千如寺が安産、子育て、開運厄除などの祈願所として知られ、身代わりお守りとして「サムハラ」の木札が人気であるという。

## 3、民間のサムハラ信仰

戦時中には、弾丸除けの信仰として人気を集めたサムハラ信仰も平和な時代になり、江戸時代のように様々なバリエーションでの信仰になりつつある。前にあげた神社のお札のみならず、自分で書いたサムハラの四文字を自らのお守りとする人もいるようである。「昭和五年ごろに御徒町駅のホームの階段で転げ落ちたとき、これを身につけていたお陰で、眼鏡を壊しただけで大した怪我もしませんでしたという。それから、店に来る人に自身が記した擗指擗指(28)という紙を配るようになり、近所で知られるようになった」という事例もある。

## ⑦サムハラの字義

最後にサムハラの字義、読みについては多くの研究者が仮説を提示しているが、すぐに結論の出せる問題ではないので、ここでは文献・資料を紹介するにとどめておく。

明治三十七年三月一日付(四頁)『神戸新聞』

○擗指擗指の字義に就て 護身の効ありと伝ふ擗指擗指の字義に就て 大概如電翁の語る所如左 此護符はサムハラと申します 梵語でインドの古語でせう 此四文字は寄字でサムハラの意を顯した者です 原語の解釈を先にしませう  
サムハラは支那語に翻訳して皆懺悔かいざんげとなるのです 懺悔々々六根清



浄また悔懺に罪消ゆるなど申します 懺は梵語の音訳字で字の意味は無い 正しく言へばサムマですが、サムと計り唱へます サムの語は悔いる義で懺悔とは懺即ち悔で 原語と訳語とを合せて一の熟語としたのです ハラは般若波羅密多のハラで皆とも総て全く尽くなどとも訳すべき語です そこでサムハラは皆懺悔となるのです

懺悔の事を少し言はぬと靈符の文字の解釈に碍はる 一通り申したい人も知つてゐる仏法の十戒十善とも十悪とも云ふ殺生盜賊邪淫を身三悪 夫れから妄語綺語両舌罵詈 これが口の四悪で嗔怒貪欲愚癡が意の三悪で 十となる慎むが十善で 犯すが十悪で 守るが十戒 ぢや此中の意の嗔貪癡を最も重しとして三毒煩惱と言ひます 謂ゆる良心に恥ぢると申しますは此十悪を犯したる時に出る言葉です 良心に聴いて過を悔い 行を改めるが皆懺悔であります

さて本文にかゝりますと此符字四字は元來寄字ですから分析して一つ一つに解釈せねばなりません 四字共まづ手扁を除く第一と第三とは同字で上下両分すれば合辛の二字となる 十千の辛 五味の辛とは字體も違い 字音も違う 十千五味の方は上の点を豎に引く字音シンです 此字の方は上の点を横に引く字音ケンです 其字義は罪なりとあります

そこで合辛は罪に当ると申す義になるのです 第二の台は喜ぶ意で字音イです 第四は口扁を沓へ回して上下の釣合を取りましたので咆の字で怒る義です 怒ると喜ぶとは上に申した三毒の嗔怒と愚癡とに当る されば喜怒哀は罪に当るといふ意を採りて作りたる寄字であります

西洋哲学者の語にも怒は一時の狂とあります 支那でも狂の字の注釈に多く怒るを狂と為すとあります 腹を立つと気が違ふとは多寡深淺の差こそあれ 常識の範囲外に飛出した訳で心の罪なるは言ふまでも無い所で此怒の理から押すと 喜びも常識はずれと言はざる

可からずで 喜怒を色に見はさずとは英雄や賢人などの美行として昔より伝記碑文などに記し伝へられて居るではありませんか 此寄字の護符の中に隠然と其意を籠め 一種異体の字様で不思議がらせはする者のサムハラは梵語で靈符の真理は慥に定めてあります 寄字に作つた人の工夫は巧妙です 感服します

サア 何故に喜怒の罪を懺悔して夫れが災難除になるかと言へば身心の清浄潔白かの良心は恥づる所なき次第となれば恐れる所がありません 恐れる所が無ければ外来の障魔に打勝つ外 邪に打勝つ精神は矢も鉄砲も決して中る者でない 一身清浄なれば外物の侵入を受けないといふ事は支那でも孔子老子いづれも其説を述べて居ります 我国でも身□といふは此道理であります

オット失念した手扁ですが 此符文は修験道から出た者と思はれます 秘密部で印を結ぶといふ事があります 四字共に手扁をつけた印を結ぶ手であると思はれます 印を結ぶは印度人が礼拝の式で我国で拍手うつと同じ事 人類以上の者に対して行ふ敬礼と思はれます

前述の駒澤大学学長である大森禪戒が昭和一〇年に「梵字・梵語の話(第三講)」「大法輪」第二卷第四号の「不思議の四文字」には、「四文字の読方と意味」について分析を加えている。

さて、この四文字はどう読むのかといふに、普通、サンバラといふが、この訳し方は昔からいろ／＼に云はれてゐる。ケンイ、ケンボと読み、懺悔の意であると解している人もあるし、ダツイ、ダツボ、又は、ゾウボ／＼と読み、或は、サンバ／＼と読む人もある。しかし、『普門示現施無畏品』の一番終りにこの字があり、サンバラ／＼と読んでゐるから、仏教から出た字であることは明瞭である。出雲の国の仙人堂では、サンバ／＼と唱え、白石平馬は山中で

天狗からこの字を授る時に、シヤコウ〜と教へられたと伝へられてゐるとあるが、施無畏品にあるサンパラ〜と読むのが最も正確であつて、これも梵字を知つてをれば、意味も読方も容易にわかるのである。

即ちサンパラの梵字は上の如く書くのであつて、このサンパラを旧訳では、サンを僧、パラを跋と訳し、ゾウボといふ。又、新訳では、三鉢羅と訳するが、元来このパラという梵字は、パトラにわかれてゐるもので、そのパトラとの梵字が一つに合して、こゝに掲げたようなパラといふ一字が出来たのである。それ故サン、パラの二字で三鉢羅となつたのであるが、旧訳の方ではこのパラの梵字が斯様にもとは、パトラとに分れて居るものであり、そのラといふ方は敬語であるが、その敬語を取りのぞいた為に、単にサンパといふようになつたのである。尚、散克利ではサンパラ、バリ語ではサンパであつて、これは音訳の為に斯様になつたものである。

ところでこのサンパラの意味であるが、これを意識すると平等といふことも、仏教の深い見方によつて初めて了解し得るものであつて、それは、その徹した立場からいへば、毒にも毒といふ固定した本体はなく、薬にも薬といふ不変の本体はない。心がシツカリ法にかなひ、法と一体となれば、法そのものをも解釈し、云ひ現はすことが出来ないといふ境があるのである。毒がかへつて薬となるといふことも、さうした深い境から出て来るので、その深い境が平等である、即ちこのサンパラは、さうした意味を現はしてゐるのである。

而して、これ等は、呪文、呪語と云はれるもので、秘呪、密語はここから出て来てをるのである。かうした呪文や密語の内一見仏教と直接関係のないやうに見えるものもあるが、深く調べると、そのもとは皆、仏教の精神から出たもので、支那から日本に伝ひ、仏教

を通じて国民に伝つたものである。たとへば九字の呪文などもその一例である。

## 最後に

以上、江戸時代から現在まで、サムハラ信仰についての資料がある程度俯瞰できるまで整理してきた。

江戸という平和な時代に、怪我除け、虫除け、地震除けなどとして信じられていたサムハラ文字は、明治になって、日清戦争において玉尾需という人物が護身札を数十万枚、出征軍隊に寄贈したことで、新聞に取り上げられ、その後、昭和に入ると田中富三郎が万年筆業にサムハラ文字を利用し、さらに様々なサムハラ商品を販売することとなった。その活動は宗教活動に引き継がれ、戦後のサムハラ神社建設につながつていく。

こうした全国的な流行とは、別に地域に根ざした習俗化も見られ、そうした事例を収集することが今後の課題といえよう。

## 註

- (1) 山上忠次「出征と守符の意義」『大法輪』第四卷第一〇号、大法輪閣、昭和十二年十月、二二四頁。
- (2) 村松裕一「符字「サムハラ」考証」『三河地域史研究』第一二二号、平成七年、四九〜五八頁。
- (3) 大嶋一人「徴兵よけと弾丸よけの祈願」『昔風と当世風』第六九号、古々路の会、平成八年、一〜二二頁。
- (4) 加藤良治「弾よけ護符〈さむはら〉雑考」『西郊民俗』一五六号、平成八年、一〜二二頁。
- (5) 岩田重則「弾丸除け祈願としての「捺指捺指」」『戦死者靈魂のゆくえ―戦争と民俗―』、吉川弘文館、平成一五年、一五四〜一六八頁。
- (6) 佐藤幸彦「さむはら紀行」『日本刀研究 佐藤幸彦刀剣論文集』（私家版）、平

成一九年、一七一〜一七八頁。明治二〇年の日本刀にサムハラの文字が刻まれている。

- (7) 『耳囊(上)』岩波文庫、平成三年。一八一〜一八二頁。
- (8) 『日本随筆大成 第一期第二〇卷』吉川弘文館、昭和五一年、三六一頁。
- (9) 中山太郎編『校注諸国風俗問状答』東洋堂、昭和十七年、五三六頁。
- (10) 『日本随筆大成』(第二期第二卷)、吉川弘文館、四七二頁。
- (11) 子安宣邦・校注『仙境異聞・勝五郎再生記聞』岩波文庫、平成一二年、二一六頁。
- (12) 『続日本随筆大成』別巻六、吉川弘文館。三三七頁。
- (13) 『続燕石十種 第二』国書刊行会、明治四二年。四一頁。
- (14) 『日本随筆大成』第二期第二卷、吉川弘文館。一三三頁。
- (15) 宮負定雄「地震用心考」『地震道中記』巖松堂出版、一〇三頁、下総国松沢名主で五代目当主宮負(みやおい)定賢の長男、宮負定雄が執筆したものである。
- (16) 前掲6参照。佐藤幸彦「さむはら紀行」一七六頁。
- (17) 『滑稽新聞』第七一号、明治三七年四月二六日発行、二二六〜二二七頁。
- (18) 柳田国男『山島民譚集』甲寅叢書研究所、大正三年。
- (19) 『靖国神社遊就館 図録』靖国神社、平成二〇年。
- (20) 前掲5参照。岩田重則「戦死者靈魂のゆくえ」一五四〜一五八頁。
- (21) 大森禪戒「梵字・梵語の話(第三講)」『大法輪』第二巻第四号、大法輪閣、昭和一〇年四月、七〇〜七四頁。
- (22) 大嶋一人「徴兵よけと弾丸よけの祈願」
- (23) 「弾丸除(たまよけ)のまじない」『主婦之友』第二巻第一号、主婦之友社、昭和二年、三七八〜三七九頁。
- (24) 三橋國民『鳥の詩 死の鳥からの生還』一九九五年、日本放送出版協会、九六〜九九頁。
- (25) 実は、田中富三郎の故郷岡山県苫田郡加茂町は、昭和十三年に起こった猟銃惨殺事件の現場であり、この事件は後に「八つ墓村」の題材となった。そのためこの事件と絡めて、論じる研究者や、是を題材にした小説や記事が多いが、ここでは触れない。
- (26) 井上順孝ほか『新宗教事典』弘文堂、平成二年、四九九頁。
- (27) 大島建彦「擗拵拵神社の現状」『西郊民俗』一五七号、平成八年。※『厄神と福神』にも収載。
- (28) 前掲3参照。大嶋一人「徴兵よけと弾丸よけの祈願」、九頁。
- (29) 前掲21参照。大森禪戒「梵字・梵語の話(第三講)」、七三〜七四頁。

(総合研究大学院大学文化科学研究科日本歴史研究専攻)  
(二〇一一年七月一四日受付、二〇一一年一月二一日審査終了)

## **Study of Samuhara Belief : Transformation from Protection against Injuries to Protection against Bullets**

WATANABE Kazuhiro

“Samuhara,” which is a group of letters like unfamiliar kanji, appears very often in senninbari, which is a charm against bullets during the war, and hinomaru yosegaki. The letters were not only written on senninbari but also on clothes and pieces of paper to be carried as charms and appear in wartime materials in various forms, which indicates that the custom was what could be called the samuhara belief.

The wartime samuhara belief would have been focused on a single belief to protect against bullets. However, when it started in the Edo period, its contents varied from protection against injuries to that against insects, and earthquakes, etc. Essays from the Edo period, including “Mimibukuro,” often introduce these strange letters or kanji, known as fuji.

During the Meiji period, these letters played an important role as a charm against bullets in wars against other countries, such as the Sino-Japanese War and the Russo-Japanese War. They were also distributed as charms to the soldiers who went to war, and became known among soldiers as a popular belief to protect against bullets.

In particular, Tanaka Tomisaburo took the initiative to ensure the samuhara belief was known nationwide. Because of him, the wartime samuhara belief spread nationwide and was inherited by the current samuhara shrine.

The study of these folk beliefs is important for the following reasons. Unlike talismans authorized by religions, folk beliefs were born from popular beliefs. They gradually gained various meanings until eventually the miracles were believed in by people and became established. Wartime people attempted to surpass the reality by trusting in such folk beliefs.

Various anecdotes were added to the original folk beliefs to make them more plausible in each period. Both interpretations of each period and an overview of the changes in folk beliefs over history will be necessary for the study.

Although there have been many studies of the samuhara belief, they are fragmented, and none provide an overview of the complete history to the present. This article is an attempt to provide an overview of the samuhara belief from the Edo period when it started to the present.

Key words: Folk belief, religious belief, war, fuji, protection against bullets, protection against injuries

---